

西之表市障害者活躍推進計画

機関名	西之表市
任命権者	西之表市長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
西之表市における障害者雇用に関する課題	西之表市においては、令和5年度まで法定雇用率を達成していたが、令和6年6月1日時点で未達成となった。 早期に法定雇用率を達成するため、更なる障害者雇用の推進が必要である。 また、採用した障害者である職員の活躍のために更なる体制整備や各種取り組みが必要である。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】 各年度における6月1日時点の法定雇用率以上 (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない (評価方法) 毎年の任免状況通報時に、人事記録をもとに前年度採用者の定着状況の把握と進捗管理を行う。
③キャリア形成に関する目標	【障害者が担当する職務の拡大】 個人の意欲や希望等を自己申告書等により把握し、障害の程度に応じて能力を発揮できるよう進捗管理を行う。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
	(1)組織面 ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○組織内の人的サポート体制を整備するとともに、組織外の関係機関とも連携する。
	(2)人材面 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、速やかに選任することとし、当該選任しようとするものが資格要件を満たさない場合には、資格要件を満たすことが可能な講習等を受講させることとする。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○面談等を通して、業務や環境が適合しているか確認し、適合していないと判断した場合は職務の再選定や創出を検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
	(1)職場環境 ○障害者からの要望を把握し適切な環境整備に随時努める。 ○面談等を通して、障害者からの要望を把握し、必要に応じて作業マニュアルの作成等を通じた作業手順の簡素化や見直しを検討する。
	(2)募集・採用 ○障害者の募集にあたっては、関係機関とも情報を共有する。 ○募集・採用にあたっては、特定の障害を排除するなどの不適切な取り扱いを行わない。

(3)働き方	○時間単位の年次有給休暇や病気休暇等各種休暇制度の利用促進を図る。 ○障害者の特性に応じて、テレワークや時差出勤等の柔軟な勤務体制の整備を検討する。
(4)キャリア形成	○障害者の希望や適性に応じ、実務研修などの教育訓練を実施する。
(5)その他の人事管理	○必要に応じ、定期・随時にかかわらず、所属長などを通して本人の体調把握に努める。 ○障害者からの要望を踏まえ、障害の特性に応じた通勤への配慮等の措置を講じる。
4. その他	
○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 ○職員は障害者差別解消法に基づく西之表市職員対応要領にもとづき、不当な差別の禁止や合理的配慮の提供に関し、適切に対応する。	